

厚生労働省における政策評価実施要領（案）

平成 2 9 年 4 月

厚生労働省政策評価官室

厚生労働省における政策評価実施要領目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領	3
第 3 章	総合評価実施要領	6
第 4 章	租税特別措置等の政策評価実施要領	7
第 5 章	水道施設整備事業評価実施要領	9
第 6 章	研究開発評価実施要領	10
第 7 章	成果重視事業評価実施要領	11
第 8 章	規制の事前評価実施要領	12

[別紙]

別紙 1-1	事前分析表様式
別紙 1-2	事前分析表様式（記載要領）
別紙 1-3	実績評価書様式
別紙 1-4	実績評価書様式（記載要領）
別紙 2-1	総合評価書様式
別紙 2-2	総合評価書様式（記載要領）
別紙 3-1	租税特別措置等に係る政策の事前評価書
別紙 3-2	租税特別措置等に係る政策の事前評価書（記載要領）
別紙 3-3	租税特別措置等に係る政策の事後評価書
別紙 3-4	租税特別措置等に係る政策の事後評価書（記載要領）
別紙 4-1	成果重視事業評価書様式
別紙 4-2	成果重視事業評価書様式（記載要領）
別紙 4-3	成果重視事業評価書要旨様式
別紙 5-1	規制影響分析書様式

- 別紙 5-2 規制影響分析書様式（記載要領）
- 別添 5-3 規制影響分析書要旨様式
- 別紙 5-4 チェックリスト（改正案）
- 別紙 5-5 チェックリスト（代替案）

[別添]

- 別添 1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日
健発 第 0707 第 1 号）
- 別添 2-1 「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日
健水発 第 0707 第 1 号）
- 別添 2-2 「水資源機構事業の評価の実施について」（平成 23 年 7 月 7 日健
水発 第 0707 第 1 号）
- 別添 3 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21
日内閣総理大臣決定）
- 別添 4 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成 22 年 11
月 11 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定、平成 27 年 4 月 1
日一部改正）

第1章 総則

1. 趣旨

厚生労働省における政策評価の実施に関しては、

- 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第4期)」(平成29年3月●日厚生労働大臣決定)
- 毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
- 本実施要領の定めるところによる。

本実施要領は、具体的な評価の手順及び評価書の記入方法について定めるものである。

2. 評価書作成上の留意点

評価書の作成に当たっては、国民に対する行政の説明責任を果たすという政策評価の目的に資するよう、次の点に留意する。

評価書作成上の留意点
<ul style="list-style-type: none">○国民にとって分かりやすい用語・表現になっているか<ul style="list-style-type: none">・厚生労働行政について専門的知識を有していない者が理解できるよう、専門用語は平易な表現に言い換えているか。専門用語を使用する場合にはわかりやすく解説しているか。・文章を短くまとめるなど、分かりやすさを追求しているか。・必要に応じて図表、グラフ等を示し国民の理解を助けているか。○国民がバックデータを確認しようとした際に、参照できるようになっているか。<ul style="list-style-type: none">・資料の出典を明らかにしているか。・原典資料へアクセスできるHPアドレス等を掲載しているか。○評価対象期間外のことであっても、評価書作成時点における最新の関連情報(主な出来事、事件等への対応方針、対応状況等)や前年度以前の実績等を盛り込むなど、国民の興味・関心に応える内容となっているか。○有効性、効率性等の評価は、国民に対して説得力のあるものとなっているか。○評価を受けて検討する今後の方向性は、効率性や質を追求したものとなっているか、成果が期待できるものとなっているか。

3. 用語の定義

本実施要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

基本計画	「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」
実施計画	毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
政策体系	基本計画において定めた、基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業の一連の体系
評価予定表	基本計画の別紙に定めた施策目標の、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したもの
担当部局	評価対象政策を所管する部局
査定課	組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室
有識者会議	基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」

第2章 事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領

1. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの趣旨

(1) 事前分析表作成の趣旨

事前分析表は、目標管理型の政策評価において、目的、目標（指標）、それらの達成手段等がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にすることによって、事後における検証を簡素合理化するとともに、PDCAサイクルを通じたマネジメントを向上させ、国民への説明責任を徹底することを目的として作成するものである。

そのため、各施策の企画立案に当たり、解決すべき課題の原因、その課題を解決するための手段、当該手段がどの程度有効であるか等が明らかにされていなければならない。また、目標の達成のためにそれぞれの達成手段が論理的にどのような順序で結びついているか、目標や測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）が十分に明らかにされていなければならない。

さらに、測定指標は、達成すべき目標について達成度合いを測定するための指標であるから、過不足なく目標の達成度合いを測定できるものであることが必要である。また、施策全体としての目標の達成度合いをより適切に判定するため、予め主要な測定指標を明示しておくことが求められる。

(2) 実績評価の趣旨

実績評価は、(1)に記載した点を踏まえて作成する事前分析表において、施策目標ごとに、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定する。そして施策実行後に、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価するものであり、政策を決定した後に、厚生労働行政全般にわたる施策の不断の見直しや改善に資することを目的とするものである。

(3) モニタリングの趣旨

モニタリングとは、政策体系に定めた施策目標について、政策評価の評価に資するため、あらかじめ設定した指標について測定し、進捗状況を定期的・継続的に把握するものである。

2. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの対象

(1) 事前分析表の作成対象

基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策について、事前分析表を作成する。

(2) 実績評価の対象

実績評価の対象となる施策目標は、実施計画で定める。

なお、当該年度に実績評価を予定していない施策目標であっても、指標のモニタリングの結果を踏まえ、実績評価等を実施する場合もある。

(3) モニタリングの対象

モニタリングは、基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策目標について実施する。

3. 事前分析表作成及び実績評価書の評価等の手順

(1) 事前分析表

ア 担当部局は、基本計画の別紙に定められた政策体系における施策目標単位で、別紙 1-1 の様式に従い事前分析表を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙 1-2 (記載要領) 参照。

イ 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、事前分析表を修正し、再度、政策評価官室に提出する。

ウ 政策評価官室は、実施計画の別紙 1 に定める評価予定表に基づき、次年度に実績評価の対象となる施策目標について、有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等を踏まえ所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取りまとめられた事前分析表のモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、政策評価官室が定める期限までに、事前分析表に平成 29 年行政事業レビュー事業番号及び平成 30 年度予算要求額を記載し、政策評価官室に提出する。

カ 政策評価官室は、取りまとめられた事前分析表を公表するとともに、総務省へ通知する。

(2) 実績評価書

ア 担当部局は、あらかじめ事前分析表で定めた指標等に基づき、別紙 1-3 の様式に従い実績評価書(別紙 1-3 の様式及び必要に応じ説明用資料を添付)を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙 1-4 (記載要領) 参照。

※ 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの実績評価書として提出する。

※ 実績評価書の簡素化に伴い、当該評価書が要旨を兼ねるものとする。

イ 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、実績評価書を修正し、再度、政策評価官室及び査定課に提出する。

ウ 政策評価官室は、実施計画の別紙 1 に定める評価予定表に基づき、該当する実績評価書について有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等に対して、実績評価書の「学識経験を有する者の知見の活用」欄にその内容及び対応方針を記載するほか、他の記載欄についても所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室及び査定課に提出する。

エ 査定課は、取りまとめられた実績評価書を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

オ 担当部局は、政策評価官室が定める期限までに、実績評価書の「次期目標等への反

映の方向性」欄に平成30年度予算概算要求等の内容を記載し、政策評価官室に提出する。また、政策評価官室が定める期限までに、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に提出する。

カ 政策評価官室は、実績評価書を取りまとめ、公表するとともに、実績評価書を総務省へ通知する。また、反映状況を確認の上、取りまとめ、総務省へ通知する。

第3章 総合評価実施要領

1. 評価の趣旨

総合評価は、特定のテーマについて、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより、政策の見直しや改善に資する見地から、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とするものである。

2. 評価対象

政策評価官室と政策の担当部局等が調整の上、総合評価を行うこととしたものを対象として実施する。

※ 総合評価は、法改正を伴う制度改正や、目標値を掲げた計画を策定している行政分野において、当該計画の計画期間の最終年度を迎え、新たな計画を策定する場合等に実施することが望ましい。

3. 評価の手順

(1) 担当部局は、評価予定表等に基づき、原則として別紙2-1の様式に従い総合評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室に提出する。なお、制度改正や関連計画の見直しを行うための総合評価については、原則として

- ① 当該評価対象の問題点が把握され原因の分析等がなされた時期に評価を実施するとともに
- ② 総合評価結果を踏まえた見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を行うものとする。

※ 具体的には、審議会、研究会等において答申や報告書の作成等が行われた時期が①に該当するものと考えられ、また、それを踏まえた法改正や計画の策定を検討し、具体的に講じることとした措置を最終的に法案や計画に盛り込んだ時期が②に該当するものと考えられる。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙2-2（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、総合評価書を修正し、再度、政策評価官室に提出する。

(3) 政策評価官室は、取りまとめた総合評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第4章 租税特別措置等の政策評価実施要領

1. 評価の趣旨

租税特別措置等に係る政策評価は、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応し、租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しに資するよう実施するものである。

評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが必要である。

2. 評価対象

事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I4キに規定する政策を対象とし、原則として税制改正要望を行うに当たって実施する。なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価は、政策評価に関する基本方針I5カに規定する政策を対象とし、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

3. 評価の手順

- (1) 担当部局は、事前評価においては別紙3-1の様式、事後評価においては別紙3-3の様式に従い租税特別措置に関する政策評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 事前評価において税制改正要望を行う単位が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室及び査定課に提出する。事後評価においては、事前評価書を取りまとめた単位で、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は、事前評価については別紙3-2（記載要領）、事後評価については別紙3-4（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、評価書を修正し、再度、評価官室及び査定課に提出する。

(3) 政策評価官室は、評価書を取りまとめ、公表するとともに、総務省へ通知する。

※ その他詳細は、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」を参照すること。

第5章 水道施設整備事業評価実施要領

1. 評価の趣旨

水道施設整備事業に係る政策評価は、水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施経過の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価を実施するとともに、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資することを目的とするものである。

2. 評価対象

基本計画及び実施計画において、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健発0707第1号）（別添1参照）で定めるところにより評価の対象とすることとしたものを対象に実施する。

3. 評価の手順

- (1) 事業の担当部局（医薬・生活衛生局食品全部水道課）は、別添1の要領及び当該要領の実施細目である「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-1参照）及び「水資源機構事業の評価の実施について」（平成23年7月7日健水発0707第1号）（別添2-2参照）に従い、水道施設整備事業に係る評価書を作成し、学識経験者等の第三者からの意見を求めた上で取りまとめ、政策評価官室に提出する。
- (2) 政策評価官室は、取りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第6章 研究開発評価実施要領

1. 評価の趣旨

国民の健康・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発は、その研究成果が着実に行政施策へと反映されるとともに、研究成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすことにより、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。研究開発に係る政策評価は、こうした要請に応えられる研究開発の適切かつ効率的実施に資するよう実施するものである。

2. 評価対象

基本計画、実施計画において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）（別添3参照）に基づき評価の対象とすることとされた研究開発を対象に実施する。

3. 評価の手順

(1) 担当部局（大臣官房厚生科学課）は、別添3の指針及び当該指針に基づき策定された「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日策定、平成27年4月1日一部改正厚生労働省大臣官房厚生科学課）（別添4）に従い「厚生労働省の平成30年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」及び「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価（平成28年度報告書）」を作成し、前者を基本計画における事前評価、後者を基本計画における事後評価と位置付け、厚生科学審議会科学技術部会の承認を経て、政策評価官室に提出する。

(2) 政策評価官室は、取りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第7章 成果重視事業評価実施要領

1. 評価の趣旨

成果重視事業評価は、企画立案（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し・改善（Action）という予算編成プロセスを定着させる観点から、成果重視事業について、各年度ごと及び計画期間終了後に、設定した定量的な目標の達成状況や予算執行の弾力化により得られた効果などを評価する。

2. 評価対象

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果重視事業に位置付けられているものを対象として実施する。具体的には、実施計画別紙2において定める。

3. 評価の手順

(1) 事業の担当部局は、別紙4-1の様式に従い成果重視事業評価書を作成し、政策評価官室が定める期限までに政策評価官室及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙4-2（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、成果重視事業評価書を修正するとともに、別紙4-3の様式に従い成果重視事業評価書要旨を作成した上で、政策評価官室及び査定課に提出する。

(3) 政策評価官室は、成果重視事業評価書及び成果重視事業評価書要旨を取りまとめ、公表するとともに、総務省へ通知する。

(4) 査定課は、取りまとめられた成果重視事業評価書を参考に査定を行い、予算要求等に適切に反映させる。

(5) 担当部局は、政策評価官室が定める期限までに、政策評価の結果の政策への反映状況を政策評価官室に報告する。

(6) 政策評価官室は、(5)の反映状況を確認の上、取りまとめ、総務省へ通知する。

第8章 規制の事前評価実施要領

1. 評価の趣旨

規制の事前評価は、規制が、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであることから、規制によって発生する効果や負担を事前に予測・評価することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることを目的とするものである。

2. 評価対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策を対象として実施する。

3. 評価の手順

- (1) 規制の担当部局は、規制の新設・改廃を行う政策の企画立案にあわせて、別紙6-1の様式に従い規制影響分析書、別紙5-4に従いチェックリスト（改正案）及び別紙5-5に従いチェックリスト（代替案）を作成し、遅くとも、(3)の定める公表及び総務省への通知の期限の二週間前までに政策評価官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙5-2（記載要領）参照。

※ 新設・改廃する規制が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策評価官室に提出する。また、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合であって、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断されるものについては、政策評価官室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。

- (2) 担当部局は、政策評価官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、規制影響分析書を修正するとともに、別紙5-3に従い規制影響分析書要旨を作成した上で、政策評価官室に提出する。

- (3) 政策評価官室は、規制影響分析書及び規制影響分析書要旨を取りまとめ、公表するとともに、規制影響分析書を総務省へ通知する。

なお、規制影響分析書の公表及び総務省への通知については、

- ① 規制の新設・改廃が法律による場合は、法律案の閣議決定までに、
- ② 規制の新設・改廃が政令による場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に

基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）までに行う。

※ その他詳細は、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を参照すること。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(●-●-●))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)				担当 部署名			作成責任者名			
施策の概要										
施策実現のための背景・課題		1								
		2								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由			
		目標1								
		(課題1)								
		目標2								
		(課題2)								
達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
1	○○○の増加数 (アウトカム)									
2	○○○の実施数 (アウトプット)									
(参考)指標					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
3										
達成手段1		補正後予算額(執行額)		29年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				平成29年行政事業レビュー事業番号
		27年度	28年度							
(1)										
(2)										

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
4	○○○の増加数 (アウトカム)									
5	○○○の実施数 (アウトプット)									
(参考)指標					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
6										

達成手段2	補正後予算額(執行額)		29年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成29年行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度				
(3)						
(4)						

施策の予算額・執行額	区分		28年度	29年度	30年度要求額	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)					
		補正予算(b)					
		繰越し等(c)					
		合計(d=a+b+c)					
	執行額(千円、e)						
執行率(%、e/d)							

関連税制

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(I-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け) 施策目標の名称と政策体系番号を記載してください。 例:日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標I-1-1) 基本目標I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康作りを推進すること 施策大目標1:地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること		担当 部局名 ○○局○○課	作成責任者名 ○○課長 ○○ ○○			
施策の概要 施策目標がどのような前提の上に成り立っているのか、施策の大枠について、根拠法令や各種計画等に触れつつ、簡潔で分かりやすい文章で解説してください。 例:○○法により、～～を定め、△△を実施することとされている。						
施策実現のための背景・課題	1 現在、○○が～～な状況にあり、△△が課題となっている。 2					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	○○の推進	△△を解決するためには、～～をすることがあるため			
	目標2 (課題2)					
達成目標1について						
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度		測定指標及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
① ○○○の増加数 (アウトカム) 注1参照	○件 注2参照 29年度	○件 注3参照 33年度	○件 ○件 ○件 注4参照 ○件 ○件	集計中	測定された測定指標が、どのような理由で、目標の達成状況を測定するため妥当であると考えたのかについて記載するとともに、設定された目標値が、どのような理由で目標年度までに達成すべき目標値であると考えたのかについて記載してください。 ※対外的な計画等で数値が明確に定められている場合にはその旨を明記してください。 例:本施策における重点事項を定めている○○計画(閣議決定)において、○○調査における△△の増加数については、29年度から33年度までの5カ年で○件にすることとされているため、29年度の値を基準とし、33年度までの5カ年において毎年度○件ずつ増加させることを目標としている。	
2 ○○○の実施数 (アウトプット)	○件 注2参照 26年度	○件 32年度			現時点で実績値が出ていない場合は、空欄ではなく「集計中」と記載してください。 (参考)平成27年度実績:○件、平成28年度実績:○件	
(参考)指標			29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	測定指標としては適さないものの、施策目標の評価にあたりその達成状況の判断を補う指標がある場合に記載してください。 例:労働基準監督署の動件数など(一概に増えればよい・減ればよいというものではないが、状況を知ることは労働基準監督行政の現状を把握する上で大切な指標である。)		
3 例:○○件数(△△調査より)			○件			
達成手段1	補正後予算額(執行額) 27年度: 28年度 ○○百万円: ○○百万円 (△△百万円: (△△百万円) 注5参照 注6参照	29年度 当初 予算額 ○○百万 円 注7参照	関連する 指標番号 1, 3 注8参照	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		平成29年行政事業レビュー事業番号 001
(1) ○○事業 (平成△△年) 注5参照				達成手段の概要のほか、達成手段が施策目標や測定指標にどのように寄与するのかについて記載してください。 ・～において、○○を整備 ・○○を整備することは、△△現在……人いる～に対し、○○を提供、促進することとなるため、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる。		
(2)	行政事業レビューと同じ事業単位で記載してください。		29年度に実施する事業を記載してください。	現時点では空欄にしてください。		

達成目標2について		年度ごとの目標値の実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	27年度	28年度	29年度	
④	〇〇〇の増加数(アウトカム) 【AP改革項目関連: ___分野①】 【APのKPI】				(理由と根拠を記載後、改行してAP改革項目関連について記載) 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】
5	〇〇〇の実施数(アウトプット)				
(参考)指標				29年度 30	APに挙げられた取組に関する達成手段については、APの改革項目やKPIとの関係を【 】で明記。
6	APに挙げられた取組に関する達成手段については、①APの改革項目に関連する旨や関連する分野・項目番号				
達成手段2		達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等			平成29年行政事業レビュー事業番号
27年度	28年度	当初予算額	指標番号		
(3)	〇〇事業(平成△△年) 【AP改革項目関連: ___分野①】 【APのKPI関連】			・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる 【APのKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる】	
(4)					
施策の予算額・執行額	区分		28年度	29年度	30年度要求額
	予算の状況(千円)	当初予算(a)			
		補正予算(b)			
		繰越し等(c)			
		合計(d=a+b+c)			
執行額(千円、e)					
執行率(%、e/d)					
関連税制					
施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)
	施政方針演説(〇〇総理)		平成〇年〇月〇日		医療崩壊を食い止め、地域で安心して医療を受けられる体制を確保する決意を表明

APに挙げられた取組に関する測定指標については、①APの改革項目に関連する旨や関連する分野・項目番号、②APのKPIと同一である場合はその旨を

APに挙げられた取組に関する測定指標については、APの改革項目やKPIとの関係を【 】で明記。

APに挙げられた取組に関する達成手段については、APの改革項目やKPIとの関係を【 】で明記。

現時点では、予算案額を記載してください。

現時点では空欄にしてください。

政策評価実施予定時期(評価予定表)

【注釈】

(注1) 「測定指標」については、数値化が困難な場合は定性的なものであっても可としますが、「達成すべき目標」に対し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なるものを記載してください。また、「予算額の大きい事業に関連するもの」、「社会的に問題になった(なっている)もの」、「行政として追求する価値があるもの」の視点に基づいて設定するとともに、アウトプット指標だけではなく、可能な限りアウトカム指標を設定してください。

(注2) 「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入してください。

(注3) 「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入してください。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫してください。

(注4) 「年度ごとの目標値」には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入してください。なお、可能な限り中間的な目標値を設定することとしますが、設定していない場合、当該欄には「-」を記入してください。

(注5) 「達成手段(開始年度)」欄の記入においては、以下の点に留意してください。
 ・内部管理事務に係る共通経費は除きます。
 ・予算事業である達成手段については、平成29年行政事業レビューにおける事業単位で全て記入するとともに、事業名については平成29年行政事業レビューシートの事業名を記載してください。

(注6) 「補正後予算額(執行額)」欄には、達成手段のうち予算事業について、補正後予算額又は補正予算成立を受け新たに追加された予算事業の予算額(一般会計、特別会計を問わない。)を記入してください。また、「27年度」及び「28年度」欄には、括弧書きで執行額を記入してください。

(注7) 「29年度当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、平成29年度当初予算額を記入してください。

＜事前分析表の記載要領＞

※ 本記載要領は、平成 29 年度に実施する政策体系の施策目標（実績評価方式で評価を実施するものに限る。）に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

1 事前分析表は施策目標単位で作成し、様式の各欄には、簡潔で分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。

2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省 29」に続く（ ）内には、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 4 期）」（平成 29 年 3 月〇日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）の政策体系における、当該施策に該当する政策体系番号を記載する。

例：「厚生労働省 29（I-1-1）」

3 「施策目標名（政策体系上の位置付け）」欄には、基本計画の政策体系における、評価対象とした施策目標を記載するとともに、（ ）内に上記 2 の政策体系番号を記載する。さらに改行して、施策の上位の政策体系（「基本目標」及び「施策大目標」）を記入する。

例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）

基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康作りを推進すること

施策大目標 1：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

4 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠内に関連する課室、責任者名を併記する。

5 「施策の概要」欄には、当該施策の概要を記載する。その際、関連する法令や各種計画等があれば簡潔に記載すること。また、当該施策を評価する際に、予め判明している外部要因がある場合、当該外部要因も本欄に記載する。

6 「施策実現のための背景・課題」欄には、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について簡潔に記載する。課題ごとに 1 から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。

7 「各課題に対応した達成目標」欄には、6 で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標※ 1）について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。

※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。

8 測定指標・達成手段については、達成目標ごとにそれぞれ記載する。

9 「測定指標」欄には、各達成目標の達成度合いを測定するための指標を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す（達成目標ごとではなく、通し番号を付すこと）。

測定指標は各達成目標と因果関係が明らかなものでなければならず、かつ、当該達成目標を過不足なく評価できる指標を設定しなければならない。ただし、1つの達成目標に対して、いたずらに多くの測定指標を設定することは、適切な評価の阻害要因となりうることから、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とする等して、達成目標に対して適切な指標設定に努めること。一方で、1つの達成目標に対して1つの測定指標のみが設定されている場合には、指標設定が適切でないリスクが高まること懸念されるため、必要に応じて測定指標の変更・追加等を検討すること。

10 測定指標は達成すべき水準が数値化されているものを記載する。また、原則としてアウトプット指標だけでなくアウトカム指標も設定することとし、最終的なアウトカムの指標化が困難な場合は、中間的なアウトカム指標を設定する等の工夫をすること。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（※2）。

※2 例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄及び「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況を記載するなどの対応を行うことなど。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

11 政策実施主体が厚生労働省以外の場合や外部要因がある場合は、中間的なアウトカム指標やアウトプット指標を設定する等により、適切な評価が実施できるよう工夫すること。

12 設定した測定指標が、経済・財政再生計画改革工程表2016改定版（平成28年12月21日経済財政諮問会議。以下「AP工程表」という。）に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1-1の記載例に倣いその旨を「測定指標」欄に記載する。

13 主要な測定指標については、当該指標に対応する算用数字に「○」を付すこと。主要な指標とは、所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される測定指標のことである。主要な指標は、達成目標ごとに少なくとも1つは設定することとする。

ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの

イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの

ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

- 14 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 15 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 16 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄及び「年度ごとの実績値」欄には、第4期基本計画期間（平成29年度から33年度）分の目標値及び実績値を記載する。
なお、他の計画等で最終年度の目標値しか設定されていない場合であっても、当該目標値の達成のために必要と考えられる目標値を可能な限り毎年度設定する。やむを得ず設定できない場合には、当該欄には、「－」を記載する。
- 17 「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入するとともに、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する。設定した指標が、A/P工程表に記載されているKPIに関連する場合は、別紙1－1の記載例に倣いその旨記載する。
- 18 なお、設定された測定指標の目標年度が第4期計画期間内であり、かつ、基準年度が平成28年度前の年度の場合（※3）又は第3期計画期間中にも同様の測定指標を設定しており、平成29年度前の実績値を記載できる場合には、「測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄の下部に「(参考)」として当該実績値を記載すること。これは、各年度のごと目標値の妥当性や目標値に向けた進捗度合いを明らかにするためのものである。
※3 例えば、基準年度が平成26年度である場合には、平成27年度及び平成28年度の実績値を本欄に「(参考)平成26年度実績：〇〇件、平成27年度実績：〇〇件」として記載するもの。
- 19 「(参考)指標」欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策をとりまく状況の変化を把握するために有益だと思われる指標がある場合に記載する。
- 20 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。その際、以下の点に留意する。
① 内部管理事務に係る共通経費は除く。

- ② 予算事業である達成手段については、平成 29 年行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、平成 29 年行政事業レビューシートの事業名を記入する。
- ③ 非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ④ 達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記 2 で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する。
例：「関連：29-（I-1-2）」
- ⑤ 達成手段がない施策については、「達成手段（開始年度）」欄には「-」を記入する。
- ⑥ AP 工程表に記載されている K P I に関連する場合は、別紙 1 - 1 の記載例に倣いその旨記載する。

21 「補正後予算額（執行額）」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。また、「27 年度」「28 年度」欄には、括弧書きで執行額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

22 「29 年度当初予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、当初予算額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

23 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記入した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「-」を記入するものとする。

24 「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。また、AP 工程表に記載されている K P I に関連する場合は、別紙 1 - 1 の記載例に倣いその旨記載する。

25 「平成 29 年行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る平成 29 年行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「-」を記入する。

26 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。

- ① 一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額を記載する。
- ② 移替え経費については、予算計上所管部局にて把握・記載する。

- ③ 「繰越し等 (c)」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記載する。
- ④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、<>外書きにて記載する。
- ⑤ 前年度分（28年度分）の「繰越し等 (c)」欄、「合計 (a+b+c)」欄及び「執行額（千円）」欄についての記載は任意とする。

27 「政策評価実施予定時期（評価予定）」欄には、第4期基本計画期間（平成29年度から33年度）内で、当該施策の政策評価を実施する年度を記載する。

28 「関連税制」欄には、当該施策目標に関連する税制があれば、記載する。

29 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

以 上